破産手続終結

平成２５年（フ）第２７０号
川崎市高津区末長1357番地
破産者　富士産交株式会社
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第１５２４９号
千葉県千葉市花見川区幕張町５丁目417―249―２―106、開始決定時の住所東京都江東区猿江２―16―23―626
破産者　和山　謙一
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５８号
静岡県駿東郡長泉町本宿320番地の３
破産者　株式会社陽明建設
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６０２号
愛知県豊明市間米町唐竹342番地12
破産者　有限会社ＴＯＰ
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０１２号
名古屋市守山区新守山1110番地
破産者　有限会社ゼロ
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８４５号
広島市南区東雲１丁目４番３号、商業登記簿上の住所広島市東区山根町18番９号
破産者　株式会社中本商事
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１号
秋田市八橋大道東10番32号
破産者　東邦自動車用品有限会社
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４０号
山形市大字七浦220番地、開始決定時の住所山形市瀬波３丁目８番９号
破産者　今田　邦広
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１０号
岡山市北区栢谷1614番地の４
破産者　株式会社荻野工業
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６６号
福岡県うきは市吉井町富永1688番地
破産者　株式会社中村木工所
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１４４号
宮崎県日向市大字財光寺287番地３
破産者　日向総合設備株式会社
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２７１号
川崎市高津区坂戸３丁目３番１―219号
破産者　高野　秀伸
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２２９号
静岡県伊東市川奈1371番地の110、前住所静岡県伊東市八幡野1324番地の58
破産者　小林　淳美
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５３７号
静岡県磐田市掛塚1116番地２
破産者　佐藤　繁雄
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
愛知県大府市長草町東寄合13の１　オレンジヒルナイトー303号、住民票上の住所愛知県大府市共和町２丁目18番地の12
破産者　藤岡　勝則
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６２号
愛知県知多郡東浦町緒川字組田18番地の１　メゾン東ケ丘202号、開始決定時の住所愛知県大府市長根町５丁目16番地の１　グローリアス大府長根町1105
破産者　大泉　英高
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１０３号
名古屋市瑞穂区中山町６丁目11番地の３
破産者　髙橋　大輔
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０６５号
東京都墨田区菊川２丁目21番２―105号、開始決定時の住所広島市中区南竹屋町４番５―303号
破産者　藤井　英司
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部